

定 款

社会福祉法人 水明会

社会福祉法人水明会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 養護老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
 - (ニ) 老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は社会福祉法人水明会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県三次市南畑敷町441番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第16条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行する。

- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、

理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 30万円
 - (2) 広島県三次市南畑敷町441番地特別養護老人ホーム鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(面積1,220.40平方メートル)
 - (3) 広島県三次市南畑敷町441番地納骨堂コンクリートブロック造陸屋根地下1階建(面積8.29平方メートル)
 - (4) 広島県三次市南畑敷町441番地1老人ホーム鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(面積1,465.42平方メートル)
 - (5) 広島県三次市南畑敷町441番地1老人ホーム鉄筋コンクリート造陸屋根3階建(面積1,359.38平方メートル)
 - (6) 広島県三次市南畑敷町400番地2鉄骨コンクリートブロック・鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根平家建(面積128.05平方メートル)
 - (7) 広島県三次市南畑敷町400番2雑種地(面積847平方メートル)
 - (8) 広島県三次市南畑敷町419番地1老人ホーム鉄筋コンクリート造陸屋根2階建(面積2,234.37平方メートル)
 - (9) 広島県三次市南畑敷町419番1宅地(面積2,303.82平方メートル)
 - (10) 広島県三次市南畑敷町417番4雑種地(面積590平方メートル)
 - (11) 広島県三次市南畑敷町421番2雑種地(面積1,011平方メートル)
 - (12) 広島県三次市南畑敷町402番2雑種地(面積11平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三次市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場

合には、三次市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三次市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三次市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人水明会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和34年11月30日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小 谷 伝 一
理 事	山 口 精 一
理 事	伊 川 法 了
理 事	小 谷 武 志
理 事	熊 己 政 子
監 事	平 田 正 行
監 事	中 村 達 吾

①附 則（昭和55年6月5日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

②附 則（昭和60年7月23日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

③附 則（平成4年12月4日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

④附 則（平成8年8月7日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑤附 則（平成10年9月11日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑥附 則（平成13年9月20日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑦附 則

この定款の変更は、平成15年10月25日から施行する。

⑧附 則（平成16年3月19日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑨附 則（平成16年11月12日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑩附 則（平成17年4月15日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

⑪附 則（平成18年6月21日三次市長認可）

この定款の変更は、三次市長の変更認可があった日から施行する。

⑫附 則（平成19年11月27日三次市長認可）

この定款の変更は、三次市長の変更認可があった日から施行する。

⑬附 則

この定款の変更は、平成22年3月29日から施行する。

⑭附 則（平成25年3月27日三次市長認可）

この定款の変更は、三次市長の変更認可があった日から施行する。

⑮附 則（平成25年6月13日三次市長認可）

この定款の変更は、三次市長の変更認可があった日から施行する。

⑯附 則

この定款の変更は、三次市長の認可の日（平成29年1月31日）にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。

⑰附 則

この定款の変更は、平成29年10月5日から施行する。

社会福祉法人水明会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人水明会（以下「法人」という。）定款第42条の規定に基づき、定款の施行に関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(構成等)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 理事長及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 この法人の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(種類及び開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第5条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(招集手続)

第6条 評議員会を招集するときは、評議員会開催日の1週間前までに、各評議員に対

して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所、目的事項及び議案の概要（確定していない場合はその旨）を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法による通知をもって行うことができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 5 第3項の電磁的方法とは、社会福祉法施行規則第2条の13に定められたものとする。

（出席の有無の届出）

第7条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

（議長）

第8条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員のうちから互選する。

（出席状況の報告）

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

（定足数）

第10条 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

（議題の付議）

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

- 2 議長は、理事及び監事を選任する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事長等の報告又は説明）

第12条 議長は、議題付議の宣告後、理事長等に対し、当該議題事項について報告又は説明を求めるものとする。この場合、理事長等は、議長の許可を得て、事務局職員等補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 社会福祉法第45条の8第4項（準用一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条）の規定による評議員提案に関する場合にあつては、議長は、当該評議員

に対しては議案の説明を、理事長等又は監事に対しては当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第13条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長又はその指名した理事が行う。

2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が行う。ただし、監事業務における意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。

3 理事長等は、議長の許可を得て、評議員からの質問について、事務局職員等補助者に説明させることができるものとする。

(一括説明)

第14条 理事長等又は監事は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第15条 理事長等又は監事は、質問が次の事由に該当する場合は、説明を拒絶することができる。

(1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明するために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 評議員会の日より相当の期間前に当該事項をこの法人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(3) 説明をすることによりこの法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(4) 質問が重複する場合

(5) その他正当な理由がある場合

(決議)

第16条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第17条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第2条の2に定められたものとする。
(報告の省略)

第18条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(採決)

第19条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決をすることができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を採決するときは、各候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。
(延期又は続行)

第20条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 評議員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載

又は記録して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が署名し、又は記名押印をしなければならない。なお、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては社会福祉法施行規則第2条の18で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配付)

第23条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

第24条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

- 2 事務局に事務処理の担当者1名を配置し、次長がこれにあたる。

第3章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第26条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第27条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、原則として3月及び6月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第28条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 招集権者でない理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第29条 理事会を招集する者は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(出席の有無の届出)

第30条 理事及び監事は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠けたとき、理事長に事故があるとき又は理事全員改選後の理事会における議長は、出席した理事のうちから互選する。
- 3 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(出席状況の報告)

第32条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第34条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第35条 議長は、議題付議の宣告後、理事又は監事に対し、当該議題事項について報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明させることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

2 前項の電磁的記録とは、社会福祉法施行規則第2条の2（電磁的記録）に定められたものとする。

(決議事項)

第38条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な役割を担う職員（施設長・所長）の選任及び解任
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 理事の競業及び利益相反取引の承認
- (10) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (11) 事業報告及び計算書類等の承認
- (12) 法人運営に必要な事項に係る規程の制定、廃止又は改正に関する事項
- (13) その他重要な業務執行に関する事項
 - ア 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - イ 重要な事業その他に係る争訟の処理

ウ その他理事会が必要と認める事項

2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（理事長が専決できる業務の範囲）

第 39 条 定款第 25 条による、理事長が専決できる日常の業務として理事会の定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免に関する事。ただし、第 38 条（7）の職員の任免その他重要な人事を除く。
- (2) 職員の人事異動、昇進、昇格、進退、懲罰、考課に関する事。
- (3) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (4) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものに関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (5) 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のものに関する事。
- (6) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、予定価格が次の契約の種類に応じ定められた額を超えないものに関する事。
 - ア 工事又は製造の請負・・・250 万円以下
 - イ 食料品、物品等の買入れ・・・160 万円以下
 - ウ 前各号に掲げるもの以外・・・100 万円以下
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分として 1 件 250 万円以下のものに関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄で、取得価格が 1 件 250 万円以下のものに関する事。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (9) 予算上の予備費の支出に関する事。
- (10) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (11) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (12) 寄附金の受入れの決定に関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（報 告）

第40条 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引（利益相反取引）を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

（採 決）

第41条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書の場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

5 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

（閉 会）

第42条 議長は、すべての議事を終了したときは、閉会を宣言する。

（議事録）

第43条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事が署名し又は、記名押印をしなければならない。なお、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、社会福祉法施行規則第2条の18で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（議事録の配付）

第44条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

（事務局）

第45条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局に事務処理の担当者1名を配置し、次長がこれにあたる。

第4章 雑 則

(取引金融機関)

第46条 取引金融機関として次のものを指定する。

- (1) もみじ銀行三次支店
- (2) 広島銀行十日市支店
- (3) 三次農業協同組合
- (4) ゆうちよ銀行
- (5) 中国銀行三次支店

(改廃)

第47条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この定款施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款施行細則は、平成29年10月1日から施行する。